

議案第 4 7 号

総社市体育施設条例の一部改正について

総社市体育施設条例（平成 2 0 年総社市条例第 2 1 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

施設修繕費の増加及び光熱費の上昇により、維持管理経費が増大していることから、体育施設の使用料を改めるため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市体育施設条例の一部を改正する条例

総社市体育施設条例（平成20年総社市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前							
別表第1（第11条関係） 総社市スポーツセンター使用料表				別表第1（第11条関係） 総社市スポーツセンター使用料表							
野 球 場	区 分	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		区 分	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		
	一般	1時間 <u>3,300円</u>		1時間 <u>1,110円</u>		一般	1時間 <u>2,200円</u>		1時間 <u>740円</u>		
	高校生以下	1時間 <u>1,650円</u>		1時間 <u>550円</u>		高校生以下	1時間 <u>1,100円</u>		1時間 <u>370円</u>		
	職業野球	全日（9時～21時） <u>50,290円</u>		全日（9時～21時） <u>44,010円</u>		職業野球	全日（9時～21時） <u>33,530円</u>		全日（9時～21時） <u>29,340円</u>		
◎入場料を徴収する場合の使用料には、使用区分の額に最高入場料金の50人分に相当する額を加算する。 ◎照明施設使用の場合は、1時間につき、全灯については <u>6,300円</u> 、7割灯については <u>4,720円</u> をそれぞれ加算した額 ◎本部席等を使用する場合は、1回 <u>790円</u> とする。 ◎スコアボード使用の場合は、1回 <u>1,570円</u> とする。 ◎野球場施設の冷暖房費1時間 <u>480円</u> とする。				◎入場料を徴収する場合の使用料には、使用区分の額に最高入場料金の50人分に相当する額を加算する。 ◎照明施設使用の場合は、1時間につき、全灯については <u>4,200円</u> 、7割灯については <u>3,150円</u> をそれぞれ加算した額 ◎本部席等を使用する場合は、1回 <u>530円</u> とする。 ◎スコアボード使用の場合は、1回 <u>1,050円</u> とする。 ◎野球場施設の冷暖房費1時間 <u>320円</u> とする。							
多目的広場		一般		1時間 <u>630円</u>		多目的広場		一般		1時間 <u>420円</u>	
		高校生以下		1時間 <u>310円</u>				高校生以下		1時間 <u>210円</u>	
プ ー ル	一般使用	個人使用	一般	1人1回 <u>240円</u>		プ ー ル	一般使用	個人使用	一般	1人1回 <u>160円</u>	
			中学生高校生	1人1回 <u>160円</u>					中学生高校生	1人1回 <u>110円</u>	

改正後					改正前							
				円					円			
			小学生以下	1人1回 <u>90円</u>			小学生以下	1人1回 <u>60円</u>				
	専用使用	全日(9時~16時)	午前(9時~12時)	午後(13時~16時)		専用使用	全日(9時~16時)	午前(9時~12時)	午後(13時~16時)			
		<u>18,860円</u>	<u>9,430円</u>	<u>9,430円</u>			<u>12,580円</u>	<u>6,290円</u>	<u>6,290円</u>			
		略					略					
	テニスコート	一般	1面1時間 <u>480円</u>	◎照明施設使用の場合は、1時間につき <u>480円</u> を加算した額とする。		テニスコート	一般	1面1時間 <u>320円</u>	◎照明施設使用の場合は、1時間につき <u>320円</u> を加算した額とする。			
		高校生以下	1面1時間 <u>310円</u>				高校生以下	1面1時間 <u>210円</u>				
体育館	アリーナ	メインアリーナ	基準照度 25%照度	一般	全面1時間 <u>6,900円</u>	アリーナ	メインアリーナ	基準照度 25%照度	一般	全面1時間 <u>4,720円</u>		
				高校生以下	全面1時間 <u>3,450円</u>				高校生以下	全面1時間 <u>2,360円</u>		
			専用使用照明加算	50%照度	一般・高校生以下			全面1時間 <u>790円</u>	専用使用照明加算	50%照度	一般・高校生以下	全面1時間 <u>530円</u>
				75%照度	一般・高校生以下			全面1時間 <u>1,570円</u>		75%照度	一般・高校生以下	全面1時間 <u>1,050円</u>
				100%照度	一般・高校生以下			全面1時間 <u>2,370円</u>		100%照度	一般・高校生以下	全面1時間 <u>1,580円</u>
			サブアリーナ	一般	全面1時間 <u>2,760円</u>			サブアリーナ	一般	全面1時間 <u>1,890円</u>		
		高校生以下		全面1時間 <u>1,380円</u>	高校生以下	全面1時間 <u>950円</u>						
				略					略			
			多目的室	1時間 <u>480円</u>	◎使用回数は、12時まで、12時から17時まで及び17時以降で、使用許可を		多目的室	1時間 <u>320円</u>	◎使用回数は、12時まで、12時から17時まで及び17時以降で、使用許可を			
			トレーニングルーム	1回 <u>790円</u>			トレーニングルーム	1回 <u>530円</u>				
	会議室	1時間 <u>310円</u>			会議室	1時間 <u>210円</u>						
	ミーティングルーム	1時間 <u>310円</u>			ミーティングルーム	1時間 <u>210円</u>						
	控室	1時間 <u>310円</u>			控室	1時間 <u>210円</u>						

改正後				改正前			
放送室 備品 使用	放送室	1回	790円	受けている時間内をそれぞれ1回とする。 (全日使用は、3回とする。) ◎多目的室、会議室、ミーティングルーム、控室の冷暖房費は1時間480円とする。	放送室	1回	530円
	移動式得点表示装置	1組1回	790円		移動式得点表示装置	1組1回	530円
	移動式バスケットゴール	1組1回	790円		移動式バスケットゴール	1組1回	530円
	バスケットボール運営用精密機器	一式1回	310円		バスケットボール運営用精密機器	一式1回	210円
	移動式ステージ(大)	1台1回	310円		移動式ステージ(大)	1台1回	210円
	移動式ステージ(小)	1台1回	160円		移動式ステージ(小)	1台1回	110円
	フロアシート	1枚1回	90円		フロアシート	1枚1回	60円
	移動式放送設備	一式1回	480円		移動式放送設備	一式1回	320円
	電光掲示板	1回	310円		電光掲示板	1回	210円

別表第2 (第11条関係)

総社市総社北公園陸上競技場使用料表

陸上 競技場	個人 使用	一般	1人2時間 160円			
		高校生以下	1人2時間 90円			
	◎照明施設使用の場合は、1人2時間につき一般は160円、高校生以下は90円を加算した額とする。					
	専用 使用	区分	9時～19時	9時～12時	12時～19時	19時～21時
		一般	32,700円	12,270円	20,430円	1時間につき3,270円
高校生以下		19,660円	7,390円	12,270円	1時間につき1,960円	
◎照明施設使用の場合は、1時間につき3,150円を加算した額とする。 ◎入場料を徴収する場合は、専用使用区分の使用料(照明施設の加算額を含む。)の2倍の額に最高入場料金の50人分に相当する額を加算する。						

別表第2 (第11条関係)

総社市総社北公園陸上競技場使用料表

陸上 競技場	個人 使用	一般	1人2時間 110円			
		高校生以下	1人2時間 60円			
	◎照明施設使用の場合は、1人2時間につき一般は110円、高校生以下は60円を加算した額とする。					
	専用 使用	区分	9時～19時	9時～12時	12時～19時	19時～21時
		一般	21,800円	8,180円	13,620円	1時間につき2,180円
高校生以下		13,100円	4,930円	8,180円	1時間につき1,310円	
◎照明施設使用の場合は、1時間につき2,100円を加算した額とする。 ◎入場料を徴収する場合は、専用使用区分の使用料(照明施設の加算額を含む。)の2倍の額に最高入場料金の50人分に相当する額を加算する。						

改正後				改正前							
備品 使用	バトン		1組	130円	バトン		1組	90円			
	スターティングブロック		1台	130円	スターティングブロック		1台	90円			
	ハードル		1組 (8台)	160円	ハードル		1組 (8台)	110円			
	砲丸		1個	130円	砲丸		1個	90円			
	円盤		1個	130円	円盤		1個	90円			
	やり		1個	130円	やり		1個	90円			
	ハンマー		1個	130円	ハンマー		1個	90円			
	ストップウォッチ		1個	130円	ストップウォッチ		1個	90円			
	ピストル		1丁	130円	ピストル		1丁	90円			
	合成樹脂製巻尺		1個	130円	合成樹脂製巻尺		1個	90円			
	走り幅跳び・三段跳び距離測定器		1組	130円	走り幅跳び・三段跳び距離測定器		1組	90円			
	大時計		1台	160円	大時計		1台	110円			
	棒高跳び用器具		1式	240円	棒高跳び用器具		1式	160円			
	走り高跳び用器具		1式	160円	走り高跳び用器具		1式	110円			
	放送施設		1回	310円	放送施設		1回	210円			
光波測定器		1台	480円	光波測定器		1台	320円				
風向風速計		1台	160円	風向風速計		1台	110円				
略				略							
テニスコート	一般	1面1時間	480円	◎照明施設使用の場合は、1時間につき480円を加算した額とする。	一般	1面1時間	320円	◎照明施設使用の場合は、1時間につき320円を加算した額とする。			
	高校生以下	1面1時間	310円		高校生以下	1面1時間	210円				
管理棟会議室		1時間	310円	冷暖房費1時間	480円	管理棟会議室		1時間	210円	冷暖房費1時間	320円
多目的広場		1時間	160円			多目的広場		1時間	110円		
別表第3 (第11条関係) 総社市武道館使用料表				別表第3 (第11条関係) 総社市武道館使用料表							
柔道場 剣道場 弓道場	個人使用	一般	1人2時間	160円	個人使用	一般	1人2時間	110円			
		高校生以下	1人2時間	90円		高校生以下	1人2時間	60円			
弓道場	専用使用	一般	1時間	1,110円	専用使用	一般	1時間	740円			
		高校生以下	1時間	550円		高校生以下	1時間	370円			

改正後				改正前									
多目的 ホール	個人使用	一般	1人2時間	160円	多目的 ホール	個人使用	一般	1人2時間	110円				
		高校生以下	1人2時間	90円			高校生以下	1人2時間	60円				
	専用使用	一般	1時間	480円	専用使用	個人使用	一般	1時間	320円				
		高校生以下	1時間	240円			高校生以下	1時間	160円				
◎入場料を徴収する場合は、専用使用区分の2倍の額に最高入場料金の30人分に相当する額を加算する。 ◎多目的室の冷暖房費 1時間 480円とする。				◎入場料を徴収する場合は、専用使用区分の2倍の額に最高入場料金の30人分に相当する額を加算する。 ◎多目的室の冷暖房費 1時間 320円とする。									
別表第4（第11条関係） 総社市山手スポーツ広場使用料表				別表第4（第11条関係） 総社市山手スポーツ広場使用料表									
グラウンド		一般	1時間 790円		グラウンド		一般	1時間 530円					
		高校生以下	1時間 400円				高校生以下	1時間 270円					
テニスコート		一般	1面1時間	◎照明施設使用の場合 は、1時間につき480円を 加算した額とする。	テニスコート		一般	1面1時間	◎照明施設使用の場合 は、1時間につき320円を 加算した額とする。				
		高校生 以下	1面1時間				310円	高校生 以下		1面1時間	210円		
管理棟会議室		1時間	310円	冷暖房費 1時間	480円	管理棟会議室		1時間	210円	冷暖房費 1時間	320円		
別表第5（第11条関係） 総社市清音ふるさとふれあい広場使用料表				別表第5（第11条関係） 総社市清音ふるさとふれあい広場使用料表									
テニスコート		一般	1面1時間	◎照明施設使用の場合 は、1時間につき480円を 加算した額とする。	テニスコート		一般	1面1時間	◎照明施設使用の場合 は、1時間につき320円を 加算した額とする。				
		高校生 以下	1面1時間				310円	高校生 以下		1面1時間	210円		
ゆうゆう広場		全 面		半 面		ゆうゆう広場		全 面		半 面			
		一般	1時間	940円	一般			1時間	480円	一般	1時間	630円	一般
		高校生 以下	1時間	480円	高 校 生 以下	1時間	240円	高 校 生 以下	1時間	320円	高 校 生 以下	1時間	160円
照明施設使用の場合は、1時間につき、全面（全灯）4,720円、全面（7割灯）3,150円、半面（全灯）1,570円をそれぞれ加算した額				照明施設使用の場合は、1時間につき、全面（全灯）3,150円、全面（7割灯）2,100円、半面（全灯）1,050円をそれぞれ加算した額									
グラウンドゴ		1人1時間		160円	グラウンドゴ		1人1時間		110円				

改正後			改正前		
ルフ場			ルフ場		
ミニゴルフ場	1人1時間	<u>310円</u>	ミニゴルフ場	1人1時間	<u>210円</u>
ペタンク場	1時間	<u>160円</u>	ペタンク場	1時間	<u>110円</u>
管理棟会議室	1時間	<u>310円</u>	管理棟会議室	1時間	<u>210円</u>
野外炊事場	1時間	<u>160円</u>	野外炊事場	1時間	<u>110円</u>
シャワー	1回	<u>160円</u>	シャワー	1回	<u>110円</u>
ふれあい亭	1室1時間	<u>480円</u>	ふれあい亭	1室1時間	<u>320円</u>
		◎冷暖房費 1時間 <u>480円</u> ◎ガス使用料は1回 <u>790円</u> とする。1回とは、9時から12時まで又は12時から17時までで、使用許可を受けている時間内をそれぞれ1回とする。			◎冷暖房費 1時間 <u>320円</u> ◎ガス使用料は1回 <u>530円</u> とする。1回とは、9時から12時まで又は12時から17時までで、使用許可を受けている時間内をそれぞれ1回とする。
別表第6（第11条関係） 総社市清音河川敷グラウンド使用料表			別表第6（第11条関係） 総社市清音河川敷グラウンド使用料表		
清音河川敷グラウンド	一般	1区画1時間 <u>940円</u>	清音河川敷グラウンド	一般	1区画1時間 <u>630円</u>
	高校生以下	1区画1時間 <u>480円</u>		高校生以下	1区画1時間 <u>320円</u>
別表第7（第11条関係） 総社市高梁川河川敷グラウンド使用料表			別表第7（第11条関係） 総社市高梁川河川敷グラウンド使用料表		
高梁川河川敷グラウンド	一般	1区画1時間 <u>940円</u>	高梁川河川敷グラウンド	一般	1区画1時間 <u>630円</u>
	高校生以下	1区画1時間 <u>480円</u>		高校生以下	1区画1時間 <u>320円</u>

附 則

この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、令和7年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、別表第1中、プールの項の改正規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。